

# 岡山県飼養衛生管理指導等計画

岡山県公表  
令和6年4月1日

## はじめに

- 1 飼養衛生管理基準は、家畜伝染病の発生予防と発生した場合のまん延防止のために、家畜の生産現場において実施すべき衛生管理項目を定めた基準であり、家畜の所有者及び飼養衛生管理者（以下、「所有者等」という。）のみならず、関係する生産者団体、事業者等が共通の認識のもとに遵守しなければならない。
- 2 生産現場における衛生管理レベルの向上を図るための飼養衛生管理基準に関する指導を、効率的かつ計画的に実施するために本計画を策定する。
- 3 本計画は、家畜伝染病予防法第12条の3の4に規定する飼養衛生管理指導等計画を定めるものである。
- 4 本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度とする。
- 5 指針の変更、家畜伝染病の発生の状況や指導の実施状況等を踏まえ、必要があると認めた場合には、本計画を変更する。

## 第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

### I 岡山県の畜産業の現状

#### 1 酪農

本県は乳用牛の飼養頭数が全国10位の酪農県である。近年、高齢化等による廃業が進み、戸数が減少しているが、ロータリーパーラーや搾乳ロボットなどの導入により規模拡大が急速に進展しているため、飼養頭数の減少は抑えられている。

こうした規模拡大に伴い、搾乳後継牛の県外からの導入が少なくなく、家畜伝染病の侵入のリスクは高いと言わざるをえない。

酪農経営の主体は家族経営であり、家族間で衛生管理上のルールを徹底するためには、マニュアルの作成やその周知徹底が指導の上で重要な鍵となる。

大規模農場のなかには外国人技能実習生の従業員もみられるため、周知徹底には、言語の違いに配慮した指導が求められる。

観光牧場化や6次産業化が最も進展している業種であり、不特定多数の入場に対しての適切な指導が求められる。

乳用牛飼養状況

(戸、頭)

	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年
戸数	287	271	260	248	231	221	207	189
頭数	16,028	15,574	16,321	16,258	17,528	17,173	16,734	16,284

(家畜保健衛生所調べ)

#### 2 肉用牛

繁殖経営については家族経営が主体であり、酪農と同様に高齢化や後継者不足により戸

数が減少傾向にあるが、規模拡大や酪農から和牛繁殖に移行する経営も少なくなく、戸数減少しているが、頭数は増加傾向にある。

また肥育経営では企業的経営が進んでおり、戸数や飼養頭数が安定している。

指導上の課題としては、小規模経営では高齢化による労働力不足のため、衛生的な管理が不十分な事例もあることから、県だけではなく市町村や農協等の支援が求められる。

肉用繁殖牛飼養状況 (戸、頭)

	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
戸数	416	410	405	385	383	350	357	330
頭数	5,368	5,698	6,198	6,452	6,552	6,773	6,882	6,772

※ 繁殖肥育一貫経営の戸数を含む (家畜保健衛生所調べ)

肥育牛飼養状況 (戸、頭)

	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
戸数	59	52	51	51	52	45	42	46
頭数	25,595	26,054	26,212	25,807	25,690	25,828	25,964	25,375

(家畜保健衛生所調べ)

### 3 養豚

戸数は少なく県内に点在しており、近年は家族経営の廃業が続き戸数が減少していたが、異業種からの新規参入や、民間によるAIセンターの参入などにより下げ止まっている。

企業的経営が進んでいるのが特徴であり、既に衛生管理は高いレベルにあり、指導に対して改善対応が早く、従業員への周知徹底も行いやすい。

豚飼養状況 (戸、頭)

	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
戸数	21	21	22	22	22	24	23	22
頭数	35,119	36,439	38,968	40,042	39,995	39,052	41,049	39,431

(家畜保健衛生所調べ)

### 4 養鶏

本県は採卵鶏飼養羽数全国第5位を誇るなど養鶏の盛んな県である。本県では採卵鶏・肉用鶏ともに規模拡大や企業的経営が最も進んでいる業種であるが、一方で飼いやすい特性から専門的知識が不十分なまま愛玩として飼養する者が少なくない。企業的経営では資本金、労働力ともに備わっているため、指導に対する改善対応が早い。大規模のため家畜伝染病発生時の防疫措置を困難にしている。また自然農法や愛玩飼養では、法令制度や飼養管理技術についての理解が不十分な事例が認められる。

## 採卵鶏飼養状況

(戸、千羽)

	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年
戸数	143	142	135	134	129	124	123	122
羽数	10,076	9,832	10,546	10,470	10,700	9,960	10,393	10,643

(家畜保健衛生所調べ)

## 肉用鶏飼養状況

(戸、千羽)

	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年
戸数	34	35	36	41	40	43	44	44
羽数	2,443	2,521	2,589	2,866	2,924	3,057	3,142	3,171

(家畜保健衛生所調べ)

## 5 家畜衛生対策

消費者からは、健康な家畜から生産される安全・安心で高品質な畜産物が求められているため、家畜衛生対策として、家畜伝染病予防法に基づく検査や慢性疾病対策、飼養衛生管理基準及び動物用医薬品の適正使用に関する遵守指導等により、飼養管理技術の向上に努める必要がある。

また、鳥インフルエンザや豚熱・アフリカ豚熱、口蹄疫等については、発生による地域経済への影響が大きいことから、発生予防と万が一発生した場合のまん延防止対策に万全を期する必要がある。農場の飼養衛生管理の徹底、家畜防疫員による立入検査やモニタリング検査による監視体制の強化、発生に備えた防疫演習の実施など「発生の予防」、「早期の発見・通報」、「迅速・的確な初動対応」の3点に重点を置いた防疫体制の構築と強化が求められている。

特に、豚熱については、平成30年9月に岐阜県において国内26年ぶりに発生して以降、媒介動物である野生イノシシでの感染が拡大しており、令和6年2月には、県内でも感染が確認され、今後も野生イノシシの検査体制を維持するとともに、飼養豚へのワクチン接種、飼養衛生管理の徹底による発生予防に努めなければならない。

## II 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

## 1 国内における家畜伝染病の発生状況

(1) 口蹄疫は、平成22年に宮崎県で発生が確認されて以降、国内での発生はないが、周辺国において、現在もなお、断続的に発生が続いており、我が国への侵入に警戒が必要となっている。

(2) アフリカ豚熱は、現在世界的に発生が拡大し、アジア地域では中国での発生以降、ベトナム、北朝鮮、韓国、タイなど、多くの国で確認されている。韓国では、野生イノシシにアフリカ豚熱のウイルスが侵入、拡散することにより家畜での発生リスクが高い状態が続いている。

国内では令和6年1月現在、本病の発生は確認されていないものの、韓国の釜山広域市において日本への流通ルートがあるフェリー乗り場近くで野生イノシシの感

染が確認され、これまでになく国内への侵入リスクがきわめて高くなっている。

(3) 豚熱は、平成 30 年 9 月に我が国で 26 年ぶりに発生が確認され、令和 5 年 12 月末現在、岐阜県、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県、山梨県、沖縄県、群馬県、山形県、和歌山県、奈良県、栃木県、神奈川県、滋賀県、宮城県、茨城県、東京都、兵庫県、佐賀県の 20 都県の豚及びイノシシの飼養農場において発生が確認されている。また、野生イノシシにおいても、同病ウイルスの感染区域が拡大しており、広範囲における発生リスクが高い状態が継続している。近県では山口県、広島県、島根県に加え、香川県、鳥取県でも野生イノシシの感染が確認され、本県においても令和 6 年 2 月、豚熱ウイルスの感染が確認された。

(4) 高病原性鳥インフルエンザは、令和 4 年シーズンは、10 月 28 日に本県において全国で初の発生があり、その後 3 例で続発する状況となった。

また、令和 5 年シーズンは、佐賀県、茨城県、埼玉県、鹿児島県、群馬県、岐阜県、山口県及び香川県において発生が確認され、約 70 万羽が殺処分された。

本県においては、野鳥で令和 5 年 11 月にツミ及びオナガガモで陽性事例が確認され、全国的には令和 6 年 3 月末時点で 27 都道府県、141 事例が確認されている。

野鳥において同病ウイルスの保有が多数確認される期間は、家きんにおける同病の発生リスクも高いことが示唆されていることから、引き続き、家きん飼養農場への飼養衛生管理の徹底による発生予防及び発生時の早期の防疫措置によるまん延防止に取り組む必要がある。

(5) その他の監視伝染病についても、一部の疾病について国内で継続的に発生している状況にある。

特に、牛のヨーネ病は、発生が継続している。本病は、発症まで数ヵ月から数年間、明確な症状を示さないという不顕性感染を特徴とし、治療法やワクチンはなく、子牛の初乳管理や親子分離飼育、導入時の陰性確認や、自主淘汰の対象としている患畜と疫学的に関連が高い牛等の早期更新等を徹底することが重要である。加えて、日々、飼養衛生管理基準の遵守により衛生的な飼養環境を維持し、農場内でのまん延を防ぐことが重要である。

また、牛伝染性リンパ腫についても、近年増加傾向が見られる。本病には、治療法やワクチンはなく、ウイルスを含む血液や乳汁を介して感染することから、「牛白血病に係る衛生対策ガイドライン（平成 27 年 4 月）」に基づき、注射針や直検手袋を介した人為的な伝播を引き起こす行為を排除するとともに、初乳の加温や凍結処理、吸血昆虫による機械的伝播防止のためのネットの設置や感染牛の分離飼育や淘汰等、家畜の飼養農場における感染防止の対策を徹底することに加え、飼養衛生管理基準の遵守により衛生的な飼養環境を維持し、農場内でのまん延を防ぐことが重要である。

さらに、豚流行性下痢については、平成 25 年 10 月に我が国で 7 年ぶりに発生が確認され、防疫マニュアルに基づく消毒の徹底やワクチンの使用により発生が減少

していたが、ワクチン接種率は近年低下しており、本病による子豚の死亡増加の一因とも考えられる。このため、ワクチンの適正使用を進めるとともに、畜舎の出入口での消毒や衣服の更衣等の飼養衛生管理基準の遵守を徹底するなど、改めて防疫マニュアルに基づく対策を徹底することが重要である。

## 2 県内における家畜伝染病の発生状況

(1) 高病原性鳥インフルエンザは、平成19年1月、平成27年1月、令和2年12月、令和4年10月～12月（4例）に発生している。発生原因として、野生動物によるウイルスの持ち込みが疑われるため、防鳥ネットや天井、壁の隙間の補修により野生動物の侵入を防止することが重要である。

※ 本県での高病原性鳥インフルエンザ発生事例（殺処分羽数）

平成19年1月	採卵鶏	11,239羽
平成27年1月	採卵鶏	199,160羽
令和2年12月	育雛・育成	644,525羽
令和4年10月	採卵鶏	169,018羽
令和4年11月	採卵鶏	515,389羽
令和4年11月	採卵鶏	33,695羽
令和4年12月	アイガモ	17,662羽

(2) 牛のヨーネ病は、海外導入牛での発生が続いたため、平成14年度から県内全域の乳用牛を対象として、2年で一巡する検査を開始し、3巡目の平成19年までの6年間で415頭の患畜を摘発した。その後、県内での発生は減少している。一方で全国的には肉用牛での発生が増加していることを受け、平成30年からは肉用繁殖牛も2年で一巡する検査を開始し、2年間で3頭が摘発されその後いったんは清浄化されたものの、令和3年度に入り1頭が摘発されている。また令和4年度においては、大規模酪農場で発生したことから、流通・経済へ多大な影響を与えることとなった。

牛のヨーネ病患畜発生頭数

年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4
頭数	74	78	93	49	90	31	15	5	20	29	0	2	3	0	0	1	4	0	2	1	2

(家畜保健衛生所調べ)

(3) 牛伝染性リンパ腫は、毎年50～60頭程度がと畜検査において摘発されている。摘発のあった農場に対して、同居牛検査により感染状況を把握しているが、感染率が高い場合が多く見受けられ、清浄化には長期間を要する。

感染源となるハイリスク牛を把握し、感染防止対策と淘汰により清浄化を進める必要がある。

牛の伝染性リンパ腫発生状況

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
頭数	50	55	52	75	55	55	64	41	72	66	51	70	57

(家畜保健衛生所調べ)

(4) 牛ウイルス性下痢は、平成 30 年度から乳用牛を対象にスクリーニング検査を開始し、3 年間で 27 頭の P I 牛を摘発した。摘発農場では、摘発後 10 ヶ月の間に同居牛が分娩した子牛の検査を実施し、続発を監視するとともに飼養牛へのワクチン接種により感染を予防している。P I 牛を早期に摘発するためには、初妊牛導入時の検査とその産子の検査が重要である。また令和 5 年度については、肉用牛についても調査に着手している。

(5) 豚流行性下痢は、平成 26 年 3 月に疫学的に関連のある 2 農場で発生があったが、その他の農場へ感染が拡大することなく、5 月に沈静化した。人や車両、機材によるウイルスの持ち込みを防止するため、農場・畜舎出入り口での消毒や衣服・長靴の交換といった飼養衛生管理基準の遵守が重要である。

### 3 家畜区分ごとの家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

家畜区分	家畜の伝染性疾病の発生状況	家畜衛生上の課題
牛	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヨーネ病：散発的に発生。令和 5 年度にカテゴリーⅡ農場が清浄化したため、全戸カテゴリーⅠ農場となっている。</li> <li>・牛伝染性リンパ腫：毎年 50～60 頭程度がと畜場で発生している。</li> <li>・牛ウイルス性下痢：県外導入牛の産子で P I 牛が確認されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヨーネ病の摘発は導入牛が多いが導入時の検査では摘発できない場合もある。また、潜伏期間が長いことから、摘発時には牛群にまん延している危険がある。</li> <li>・牛伝染性リンパ腫が摘発される農場では感染率が高いことが多いため、清浄化には時間を要する。</li> <li>・牛ウイルス性下痢は、P I 牛が確認されると同居牛産子を一定期間継続して検査する必要があるため、導入元での対策が望まれる。</li> </ul>
豚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豚熱：令和 5 年 7 月に兵庫県淡路島の養豚場で発生し、野生イノシシでは愛媛県を除く中四国各県で感染が確認されている。</li> <li>・豚流行性下痢：県内では H26 年以降発生はないが、国内では発生が継続している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豚熱に感染した野生イノシシの生息地域が拡大しており、農場への野生動物侵入対策及び人や車両を介した侵入の予防対策を強化する必要がある。</li> <li>・適切なワクチン接種と飼養衛生管理基準の遵守を徹底する必要がある。</li> </ul>
鶏	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高病原性鳥インフルエンザ：県内では H19、H27、R2、R4 年の 7 例発生している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・渡り鳥が飛来する時期に発生しているため、野生動物侵入防止対策を徹底し、飼養衛生管理基準の遵守を徹底する必要がある。</li> </ul>

### 4 各主体における役割

#### (1) 県

家畜の伝染病による畜産業への被害を最小限に抑えるため、市町村、関連事業者、生産

者団体及び獣医師等と協力して、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に向けた事前対応型の防疫体制を整備する。

(2) 市町村

家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の一端を担っているという認識の下、各地域における協議会の設置及び活動に関して協力する必要がある。

(3) 関係事業者

自らの事業活動に起因して広域的な感染拡大が生じるリスクがあることを認識し、農場への出入りの際の車両の徹底消毒等、家畜の伝染性疾病の病原体の拡散防止措置を主体的に講ずる。

(4) 生産者団体

所有者等に最も近い存在であることから、自らが高い衛生意識を持って、行動するとともに日頃から家畜の所有者等に飼養衛生管理基準の遵守を指導する必要がある。

### Ⅲ 指導等の実施に関する基本的な方向

#### 1 指導等に関する基本的な方向

(1) 情報の提供

県は、飼養衛生管理に関わる情報を適宜・適切に所有者等並びに関係する生産者団体、事業者等に提供することにより、生産現場における衛生管理レベルの向上を図る。

(2) 飼養衛生管理マニュアルの作成

家畜の所有者等は、家畜防疫員の意見を反映させた飼養衛生管理マニュアル(以下、「管理マニュアル」という。)を作成し、衛生管理区域に立ち入る全ての従事者等がその内容を遵守するよう、看板の設置その他の必要な措置を講じるよう指導する。なお外国人従業員を雇用している場合には、言語によるコミュニケーションに配慮するよう従業員の母国語を用いた管理マニュアルの作成を行うよう努める。

(3) 自己点検と家畜防疫員の確認とフィードバック

家畜の所有者等による飼養衛生管理基準の自己点検は少なくとも年1回以上行い、その点検結果を家畜防疫員等が確認し飼養衛生管理マニュアルにフィードバックし、衛生管理意識の向上と管理マニュアルの更新を図る。

(4) 家畜伝染病の発生リスクの高まりへの備え

国内及び近隣県で家畜伝染病が発生するなどリスクが高まった場合に備え、家畜の所有者等は、家畜の飼養農場で実施すべき防疫対応を想定した計画を関係機関と協力して作成し、平常時から農場の全従業員で訓練を実施する。また、県、市町村、関係団体においても発生を想定した訓練を実施する。

(5) 生産性を阻害する疾病の低減

県は、慢性的な呼吸器病、下痢症及び乳房炎等の致死的な症状は示さないものの出生率や増体率の低下、乳質や乳量の減少・産卵率の低下等の生産性を阻害する疾病に対する認識や理解の向上に努め、異状を呈する家畜を発見した場合には速やかに獣医師に通報するとともに、その原因を追及するように指導する。

(6) 動物用医薬品の適正な流通・使用

抗菌剤の不適切な使用によって発生する薬剤耐性菌は、畜産分野において、家畜の治療を困難とするほか、畜産物を介して人へと伝播し、人の感染症の治療も困難とするおそれがあるため、近年の国際化にも更なる対策の強化が求められている。このような情勢を十分認識し、県は、抗菌剤の不適切な使用による薬剤耐性菌の出現を防ぐため、販売者、獣医師、家畜の所有者等の抗菌剤の慎重使用に関する認識の向上を図り、動物用医薬品の適正な流通・使用が図られるよう監視及び指導を徹底する。

(7) 野生動物への対策強化等

県、市町村、関係団体は、地域の関係者と協力し、野生動物の捕獲強化や家畜の伝染性疾病の浸潤状況等を確認するための検査のほか、食品残渣等を介した野生動物への感染を防止するため、狩猟者や山林に入る県民に対し、下山時の靴底消毒、ゴミ持ち帰り等を県ホームページ等を活用して啓発する。

(8) 自然災害等発生時への対応強化

水害、落雷、暑熱等の自然災害発生時には、飼養衛生の管理が劣悪なものとなり、家畜の生産性の低下が見られるだけでなく、伝染性疾病の侵入リスクが高まることから、普段より関係団体連携のもと、防災対策や危機管理のための施設整備や行動計画について、準備を進め対応に努める。

(9) クロスコンプライアンスの導入を推進

畜産事業者に対する補助事業や制度資金を措置するにあたり事業の性質を踏まえた上で、飼養衛生管理基準の遵守に係るクロスコンプライアンスの導入を推進する。特に、規模拡大を行う畜産事業者に対する埋却地等の確保が確実に図られるよう取り組む。

2 指導等の実施に関する基本的な方向

指導を行う家畜の区分は、飼養衛生管理基準に従い、「牛、水牛、鹿、めん羊・山羊」（以下「牛等」）、「豚及びイノシシ」（以下、「豚等」）、「鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥」（以下、「鶏等」）及び「馬」として、原則として年に1回以上の立入検査等で遵守状況の確認及び改善指導を行うこととする。

特に、①全ての豚又はイノシシの所有者及び飼養衛生管理者に対しては、3ヶ月に一度、飼養衛生管理基準の遵守状況に関する自己点検を行うことを、②全ての家きんの所有者及び飼養衛生管理者に対しては、毎年、高病原性鳥インフルエンザ発生シーズンに入る10月頃から飼養衛生管理基準の遵守状況に関する自己点検を開始し、シーズン中は不遵守がなくなる



まで毎月繰り返して行うよう指導する。

指導を行う事項	牛等	豚等	鶏等	馬
家畜の所有者の責務の徹底	○	○	○	○
飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者への周知徹底	○	○	○	○
衛生管理区域の適切な設定	○	○	○	○
記録の作成及び保管	○	○	○	○
処理済みの飼料の利用		○		
衛生管理区域への野生動物の侵入防止対策		○	○	
畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の洗浄及び消毒		○	○	
衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用		○	○	
野生動物侵入防止のための防護柵等の設置、点検及び修繕		○	○	
衛生管理区域内の整理整頓及び消毒		○	○	
特定症状が確認された場合の早期通報	○	○	○	○
衛生管理区域の出入り口における車両の消毒	○	○	○	○
器具の定期的な清掃又は消毒		○	○	○

注) ○印は飼養衛生管理指導等指針に示す項目

## (1) 飼養衛生管理者への指導

### ① 自己点検の方法

家畜防疫員は、家畜の所有者等が実施した自己点検の結果について、立入検査等で家畜の所有者等とともに確認することで、遵守の判断基準を家畜の所有者等に説明し、遵守できていない項目に対する改善内容を自己点検表の家畜防疫員記入欄に記入し、改善計画を作成するよう指導する。

家畜の所有者等は、改善内容を管理マニュアルに反映させ、改善計画を実行するとともに、全ての従業員に対し、改善された管理マニュアルについて周知徹底を図る。

### ② 研修・教育の実施

県は、飼養衛生管理者がその業務を行うために必要な知識・技術の習得・向上を図ることができるよう、原則として年1回以上の研修会を開催するよう努める。その場合、家畜の所有者等に対し、飼養衛生管理者を当該研修に参加させるよう指導を行う。

### ③ 情報提供

平常時には、県は、国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、最新の科学的知見に関する事項、飼養衛生管理に係る研修や調査、注意喚起に関する事項を提供する。

家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜伝染病の感染確認時には、県は、当該家畜伝染病の発生状況に関する事項、法に基づく制限等に関する事項、国又は県による緊急の飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項を提供する。

## (2) 指導の優先事項

家畜の飼養農場の実態に合わせて、指導の優先事項を決定することとするが、次の事項

については最優先で指導することとする。

① 衛生管理区域の適切な設定と消毒の徹底

病原体の侵入を予防するためには、衛生管理区域を適切に設定し、出入りする車両等の消毒や野生動物の侵入防止対策の実施が基本となるため、県は、衛生管理区域を柵などで明確にするとともに、出入り口へ看板等を設置することにより確実な消毒が実施されるよう指導する。

② 畜舎外での病原体による汚染防止

畜舎間で家畜を移動させる場合は、使用する畜舎間の通路の洗浄・消毒を実施し、また移動に用いるケージ、リフト等の洗浄・消毒等も行うよう指導する。

③ 飼養衛生管理マニュアルの作成と更新

家畜の所有者等が家畜防疫員の助言に従い、その農場の実態に即した管理マニュアルを作成することで、家畜の所有者等に衛生管理上の課題を認識させる。

家畜防疫員は所有者等の自己点検の結果を確認し改善指導を行うとともに、改善項目を管理マニュアルに反映して、更新するよう指導する事で、衛生管理レベルと意識の向上につなげる。

④ 記録の作成及び保存

県は、家畜の所有者等に対し、衛生管理区域への出入記録をはじめ、消毒の実施、家畜の治療や資材購入等の記録の作成と保管を指導するとともに、関係事業者等に対しても出入記録と消毒実施等の記録の作成を徹底するよう周知する。

⑤ 発生を想定した防疫計画の作成

県は、家畜の所有者（特に大規模農場）に対し、発生時に県等関係機関と連携して、防疫対応にあたることを想定した防疫計画を作成させる（埋却地の確保、焼却・埋却の想定、スケジュール等）。作成にあたっては、人員や資機材の供与など所有者の責務を明確にすることを求める。

⑥ 埋却等に備えた措置

県は、家畜の所有者に対し、法第2条の2に基づき、所有する家畜に起因する伝染性疾病のまん延を防止することについて第一義的責任を有していることの自覚を促すとともに、法第21条の規定に基づく家畜の死体の埋却地等を確保するよう指導する。それらの確保が困難な場合においては、家畜の所有者から、県や市町村に協力を求め、土地の確保又は焼却もしくは化製のための施設もしくは機械の利用に係る措置（機械の設置場所、資材及び作業者の確保等）を講ずるよう指導する。

## 第二章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項

### I 実施方針

家畜防疫対策要綱(平成11年4月12日付け11畜A第467号農林水産省畜産局長通知)別記1「監視伝染病のサーベイランス対策指針」に基づき、毎年農林水産省が通知する全国的サーベイランス実施の通知に則り、岡山県内の監視伝染病の発生状況等を把握するための地域的サーベイランスを実施する。

対象とする監視伝染病は、実施計画（地域、時期、検査対象、検査方法）と合わせて、毎年

公示する。(参考2参照)

### 第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

#### I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

##### 1 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項	指導等を実施する地域	目安の時期等	実施の方法
全畜種	・飼養衛生管理マニュアルの更新及び従事者等への周知徹底	全域	年間を通じて	・家畜防疫員等の指導のもとで農場ごとに作成した飼養衛生管理マニュアルを更新し、従業員や外来者に周知
	・発生を想定した防疫対応の計画の作成	全域	年間を通じて	・防疫対応において、家畜の所有者が担う責任と役割を明確化
	・記録の作成及び保管	全域	年間を通じて	・家畜防疫員等の年1回以上の立入検査による確認と改善指導
	・埋却地等の確保	全域	年間を通じて	・家畜防疫員等による現地等の確認
豚等	・野生動物侵入防止のためのネット等の点検及び修繕	全域	年間を通じて	・家畜防疫員等の年1回以上の立入検査による確認と改善指導
	・専用の靴の使用及び洗浄・消毒	全域	年間を通じて	
	・処理済みの飼料の利用 ・埋却地等の確保	全域	年間を通じて	
鶏等	・野生動物侵入防止のためのネット等の点検及び修繕 ・専用の靴の使用及び洗浄・消毒 ・ねずみの駆除 ・埋却地等の確保	全域	年間を通じて (9～11月は重点的に)	・家畜防疫員等の年1回以上の立入検査による確認と改善指導  ・家畜防疫員等による現地等の確認

##### 2 各年度の優先事項等

県は、優先的に指導等を実施すべき家畜の種類及び地域並びに重点的に指導等を行うべき飼養衛生管理基準の事項及びその理由を各年度について定め、公表する。(P.16～17)

#### II I以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

県は、家畜の所有者等に対して、飼養衛生管理基準が定められた家畜について、主要

な伝染性疾病に関し、その病態や予防対策、消毒方法等について、市町村、関係団体等と連携して周知を図る。また、家畜の伝染性疾病の発生等により、飼養衛生管理基準に規定する内容以外の飼養衛生管理上の措置が必要となった場合には、家畜の所有者等に対し、その必要となった措置を講ずるよう指導を行う。

家畜の所有者等は、隣接県等で家畜伝染病が発生した場合を想定して、農林水産大臣が指定する地域において講ずることが必要となる追加措置について、平常時から、各農場で取るべき対応を想定し、訓練する。

家畜の所有者は、法第2条の2で定める第一義的責任のもと、家畜の死体や汚染物品を埋却するための用地を確保する。それらの確保が困難な場合においては、県は、家畜の所有者とともに、地域の協議会や市町村及び生産者団体等と連携して、利用可能な公有地の決定、焼却施設又は化製処理施設のリストアップ及び発生時の利用の調整を行う。また家畜の所有者が埋却地を確保するに当たっては、可能な限り周辺住民の理解を醸成することが重要である。

家畜の所有者は、特定家畜伝染病発生時の影響緩和に必要と考える場合には、農場における衛生管理区域及び人・車両・物等の動線の見直しによる農場の分割管理について検討し、具体的内容について都道府県と相談の上、農場の分割管理に取り組む。

県は、家畜の所有者から農場の分割管理の相談があった際には、当該農場の飼養衛生管理の状況を確認し、作業動線等を考慮した上で、飼養衛生管理基準及び特定家畜伝染病防疫指針に基づき、適切な分割管理がなされるために必要な指導等を行う。

#### **第四章 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項**

##### **I 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針**

(1) 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を地域レベルでより実効的に確保するためには、家畜の所有者又はその組織する団体が、各地域において自助・共助の考えの下に自衛防疫団体等を設置し、飼養衛生管理基準の内容や指導事項に関する情報共有、飼養衛生管理に係るマニュアルの策定、効果的な飼養衛生管理に関する研修の実施、先進的な畜産経営における衛生管理の取組状況の紹介、衛生対策設備の施工業者の案内、補助事業に関する情報の共有、防疫資材の共同購入・備蓄、一斉消毒の共同実施等の自主的措置に取り組むことが重要である。

(2) このため、県は国や市町村と相互に連携を図りながら、(1)の自主的措置に対して、国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、最新の科学的知見や疫学情報等を踏まえ、飼養衛生管理基準の遵守に当たり有益な技術的助言等を行うとともに、求めに応じて、研修会又は講習会を開催する場合の専門家の派遣を国等に要請する。

その際、特に、国は、全国の優良事例や対策に必要な経費の支援等の情報を提供する。

(3) また、県は、市町村と連携して、各地域の生産者団体、獣医師の組織する団体、猟友会、関連事業者等が相互に連携して、

① 平常時における、家畜の所有者等に対する飼養衛生管理基準の内容等に関する研修会や説明会の開催、都道府県等が実施する防疫演習への協力、飼養衛生管理マニュアルの作成、

自己点検等に関する技術的な助言等を行う。

- ② 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時における、飼養衛生管理の状況の確認や野生動物における浸潤状況調査等への協力、緊急の支援策の運営など地域における家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に主体的に取り組むことを促すため、これらの団体による協議会等の設置を推進する。

## 第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

### I 都道府県の体制整備

#### 1 家畜防疫員の確保

県は、獣医系大学への就職情報説明会の活用等による農林水産分野の公務員獣医師の確保、公衆衛生分野の公務員獣医師や獣医師以外の都道府県職員の家畜防疫員への任命、退職獣医師等の潜在的人材の活用等により、家畜防疫員の確保を計画的に図るよう努める。

#### 2 家畜防疫員の育成

県は、国や関係機関等が開催する家畜防疫員に対する研修会及び講習会へ積極的に参加する機会を設け、そこで得た優良事例等の情報共有を図るための伝達講習会等を積極的に開催するよう努める。研修等の内容については、生産振興、畜産環境等も含め、家畜衛生以外の情報を含めた総合的な指導力を養えるものとなるよう努める。

### II 飼養衛生管理者の選任、研修等

#### 1 飼養衛生管理者の選任に関する方針

家畜の所有者等は、農場作業従事者又は家畜の所有者の中から、衛生管理区域の管理経験や知識、管理指導の能力が豊富な者を選任する。

なお、大規模所有者<sup>※</sup>については、畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置するよう指導等を行う。（※大規模所有者とは；牛→200頭以上（月齢が4ヶ月齢以上）、豚→3千頭以上（肥育豚1万頭以上）、鶏→10万羽以上）

また飼養衛生管理者に変更があった場合には、速やかに文書で家畜保健衛生所に届け出なければならない。

#### 2 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

家畜の所有者等は、国や関係機関が提供する最新の家畜衛生に関する情報を活用し、家畜衛生管理者がその業務に必要な知識・技術の習得・向上を図るため、原則毎年1回以上、研修の機会を提供する。またその結果を記録に残さなければならない。

#### 3 飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針

(1) 県は、飼養衛生管理者等に対する情報提供について、必要に応じてメール、ファックス、電話、文書等の送付により行う。提供する情報の内容は以下のとおりとする。

##### ①平常時

- ・国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況
- ・最新の科学的知見に関する事項

- ・飼養衛生管理者、家畜の所有者等に対する研修に関する事項
- ・国又は都道府県による飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項
- ・家畜の伝染性疾病の発生状況の調査に関する事項

②家畜伝染病発生時又は野生動物での感染確認時

- ・発生状況に関する事項
- ・法に基づく制限等に関する事項
- ・国又は都道府県による緊急の飼養衛生管理に係る調査
- ・注意喚起又は指導に関する事項等

(2) 県は、言語によるコミュニケーションに配慮する必要がある外国人従業員向けの情報提供について、母国語による資料の作成・提供等を行うよう努める。

### Ⅲ その他指導等の実施体制に関する事項

(1) 年間指導スケジュール

県は指導計画を原則として3年ごとに見直しを行う。見直しに当たっては地域の協議会等とも連携して、農場（特に大規模農場）及び生産者団体の意見も踏まえた実効的な内容となるよう努める。

令和6～8年度

指導項目等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
看板の設置（全畜種）	←————→									←……→		
マニュアル作成（全畜種）	←————→									←……→		
手指消毒の徹底（豚）	←————→									←……→		
専用の靴の使用（鶏）	←————→									←……→		
埋却地等の確保（全畜種）	←————→									←……→		
自己点検、県への報告（鶏）	○	○					○	○	○	○	○	○
自己点検、県への報告（豚）		○			○			○			○	
国への報告				○								

←→ 重点指導期間      ←…→ 継続指導期間

(2) 飼養衛生管理の状況の確認及び指導等の実施方法

県は、定期報告並びに立入検査等によって、飼養衛生管理基準の不遵守を確認した場合は、飼養衛生管理基準の遵守指導の手引きや家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第21条の7及び岡山県家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準に係る事務処理要領（以下、「事務処理要領」という。）の規定に従って指導及び助言並びに勧告等を行う。

① 指導及び助言

県は、家畜の所有者における家畜の飼養に係る衛生管理について改善する必要があると家畜防疫員が認めるときは、当該家畜の所有者に対し、法第12条の5の規定に基づく指

導及び助言を行う。指導及び助言に当たっては、県は、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、文書を交付して指導及び助言するとともに、事務処理要領に従い指導及び助言に関する事項を指導等記録簿に記録する。

② 勧告

県は、①における確認の結果、家畜の所有者がなお飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、法第 12 条の 6 第 1 項に基づき、期限を定めて、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告する。

勧告に当たって、県は、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、文書を交付して勧告する。

また、家畜の所有者が改善すべき期限として定める期間は、原則 2 週間（ただし、施設整備等が必要である場合その他の理由により、2 週間以内に改善することが困難と認められる場合には、不遵守の内容及びに合った合理的な期間。本項の③及びなお書きにおいて同じ。）とし、当該期間が経過した後、県は速やかに、必要な改善が実施され、もって飼養衛生管理基準が遵守されていることを確認する。

③ 命令

県は、②における確認の結果、家畜の所有者がその勧告に従わないときは、その者に対し、法第 12 条の 6 第 2 項に基づき、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令する。

また、家畜の所有者が改善すべき期間として定める期間は、原則 2 週間とし、当該期間が経過した後、県は、速やかに勧告に係る措置がとられていることを確認すること。

④ ①から③までの改善状況の確認は、法第 51 条に基づく立入検査等その他、県が適切と認める方法によること。

なお、法第 34 条の 2 に基づき、まん延防止措置として実施する緊急の勧告及び命令の際も同様に取り扱うこととするが、これらの勧告又は命令の実施後に、改善したことを確認する期間は、原則として 3 日間とする。

- (3) 県は、法第 12 条の 6 第 3 項及び第 34 条の 2 第 3 項の命令違反者について、周辺農家及び関連事業者におけるリスク管理の取組が適切に実施されるよう、家畜の飼養農場の名称及び所在地、代表者名又は家畜の所有者の氏名、違反事由等を速やかに公表するとともに、国へ報告する。

**第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項**

**I 協議会等の活用と相互連携に関する方針**

協議会等の種類	構成	設置時期	事務局	協議内容
中国地方 5 県防疫連携協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県畜産課</li> <li>・島根県農畜産課</li> <li>・岡山県畜産課</li> <li>・広島県畜産課</li> <li>・山口県畜産振興課</li> </ul>	平成 27 年 11 月		<ul style="list-style-type: none"> <li>防疫連携に必要な情報の共有</li> <li>連絡調整体制の確保</li> <li>防疫資材の相互調達</li> <li>家畜防疫員の派遣</li> </ul>

岡山県家畜衛生連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国農業協同組合連合会 岡山県本部</li> <li>・おかやま酪農業協同組合</li> <li>・岡山県養鶏協会</li> <li>・岡山県養豚振興協会</li> <li>・（一社）岡山県配合飼料価格安定基金協会</li> <li>・岡山県農業共済組合</li> <li>・（一社）岡山県畜産協会</li> <li>・（公社）岡山県獣医師会</li> <li>・岡山県畜産課</li> <li>・家畜保健衛生所</li> <li>・県民局畜産班</li> <li>・畜産研究所</li> </ul>	令和3年7月	岡山県畜産課	<p>県内の畜産業の現状と家畜衛生上の課題</p> <p>指導方針、優先事項の設定</p> <p>重点的に指導等を実施すべき事項</p> <p>家畜伝染病発生時の協力体制</p> <p>研修会の開催</p>
岡山地域家畜衛生連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管内市町</li> <li>・NOSAI 家畜診療所</li> <li>・JA</li> <li>・岡山家畜保健衛生所</li> <li>・備前県民局畜産班 等</li> </ul>	令和3年9月	岡山家畜保健衛生所	<p>地域における家畜衛生上の課題</p> <p>指導方針、優先事項の設定</p> <p>重点的に指導等を実施すべき事項</p> <p>家畜伝染病発生時の協力体制</p>
井笠地域家畜衛生連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管内市町</li> <li>・NOSAI 家畜診療所</li> <li>・JA</li> <li>・井笠家畜保健衛生所</li> <li>・備中県民局畜産第一班 等</li> </ul>	令和3年9月	井笠家畜保健衛生所	<p>地域における家畜衛生上の課題</p> <p>指導方針、優先事項の設定</p> <p>重点的に指導等を実施すべき事項</p> <p>家畜伝染病発生時の協力体制</p>
高梁・新見地域家畜衛生連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管内市</li> <li>・NOSAI 家畜診療所</li> <li>・JA</li> <li>・高梁家畜保健衛生所</li> <li>・備中県民局畜産班（第一班・第二班） 等</li> </ul>	令和3年9月	高梁家畜保健衛生所	<p>地域における家畜衛生上の課題</p> <p>指導方針、優先事項の設定</p> <p>重点的に指導等を実施すべき事項</p> <p>家畜伝染病発生時の協力体制</p>
美作地域家畜衛生連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管内市町村</li> <li>・NOSAI 家畜診療所</li> <li>・JA</li> <li>・津山家畜保健衛生所</li> <li>・美作県民局畜産班（第一班・二班） 等</li> </ul>	令和3年9月	津山家畜保健衛生所	<p>地域における家畜衛生上の課題</p> <p>指導方針、優先事項の設定</p> <p>重点的に指導等を実施すべき事項</p> <p>家畜伝染病発生時の協力体制</p>

※地域協議会については、地域の実情に応じた構成とすること。



## II 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針

- (1) 口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱及び鳥インフルエンザ等の重大な伝染性疾病が家畜において発生し、又は野生動物において確認された場合には、防疫指針に基づき、適切にサーベイランスを実施するとともに、周辺の家畜の飼養農場に対し、当該疾病の発生・確認に伴い設定される制限区域内を中心に、飼養衛生管理基準の遵守状況について速やかに緊急点検を実施する。
- (2) その際、現に近隣で疾病が発生していること及び既に病原体が農場内に侵入している可能性があることを踏まえ、飼養衛生管理基準のうち、特に「II 衛生管理区域への病原体の侵入防止」及び「IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止」が確実に実施されているかを確認し、実施が不十分と考えられる場合には、法第34条の2に基づき緊急の勧告又は命令を行う。
- (3) また、周辺の家畜の飼養農場において特定症状が確認された場合の早期通報が円滑かつ確実に行われるよう、疾病の発生状況、管轄家畜保健衛生所の電話番号等の連絡方法、通報が必要となる症状等について周知する。

## III 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針

- (1) 法においては、家畜の飼養に係る用途にかかわらず、法で指定された家畜を飼養している者は、飼養衛生管理基準を遵守する義務がある。このため、通常の家畜の飼養農場以外の場所（観光牧場、動物園、愛玩動物飼育場等）についても、その定期的・計画的な指導等のため、本指針及び指導計画の対象とする。
- (2) それぞれの飼養環境・形態の特徴、人及び野生動物との接触の機会等を考慮の上、衛生管理区域の適切な設置、重点的に消毒を強化するポイント等の飼養衛生管理上の留意点を明示するように指導等を行う。  
また、動物園等を対象に指導等を行う場合には、畜産部局以外の関係部局に飼養衛生管理基準の遵守の重要性を説明した上で、適切に連携して行う。

(参考1)

令和6年度 優先事項等

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
全畜種	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生を想定した防疫対応の計画の作成</li> <li>埋却地等の確保・確認</li> </ul>	県下全域	<ul style="list-style-type: none"> <li>家畜の所有者が担う責任と役割を明確にするため</li> <li>発生時に直ちに埋却可能な状態を維持するため</li> </ul>	年間を通じて
牛	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理区域の適切な設定</li> </ul>	県下全域	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理区域の境界を明確にし、関係者以外の立ち入りを制限するため</li> </ul>	年間を通じて
豚	<ul style="list-style-type: none"> <li>野生動物侵入防止のためのネット等の点検及び修繕</li> <li>専用の靴の使用及び洗浄・消毒</li> <li>処理済みの飼料の利用</li> </ul>	県下全域	<ul style="list-style-type: none"> <li>野生動物及び飼料による病原体の持ち込み・拡散を防止するため</li> </ul>	年間を通じて
鶏	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用</li> <li>野生動物侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕及びねずみの駆除</li> </ul>	県下全域	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理区域への病原体の持ち込みを防止するため</li> <li>野生動物及びねずみによる病原体の持ち込み、拡散を防ぐため</li> </ul>	年間を通じて
馬	<ul style="list-style-type: none"> <li>記録の作成及び保管</li> </ul>	県下全域	<ul style="list-style-type: none"> <li>人や車両、物の出入り、管理実施状況、治療等の記録を徹底するため</li> </ul>	年間を通じて

令和7・8年度 優先事項等

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
全畜種	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生を想定した防疫対応の計画の作成</li> <li>飼養衛生管理マニュアルの更新</li> <li>記録の作成及び保管</li> <li>埋却地等の確保・確認</li> </ul>	県下全域	<ul style="list-style-type: none"> <li>家畜の所有者が担う責任と役割を明確にするため</li> <li>各農場で整備したマニュアルを点検し、実情に合わせて更新するため</li> <li>人や車両、物の出入り、管理実施状況、治療等の記録を徹底するため</li> <li>発生時に直ちに埋却可能な状態を維持するため</li> </ul>	年間を通じて 年間を通じて

豚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野生動物侵入防止のためのネット等の点検及び修繕</li> <li>・専用の衣服・靴の使用</li> <li>・加熱処理済みの飼料の利用</li> </ul>	県下全域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野生動物及び飼料による病原体の持ち込み・拡散を防止するため</li> </ul>	年間を通じて
鶏	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用</li> <li>・野生動物侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕及びねずみの駆除</li> </ul>	県下全域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生管理区域へ病原体の持ち込みを防止するため</li> <li>・野生動物及びねずみによる病原体の持込み、拡散を防ぐため</li> </ul>	年間を通じて

(参考2) 令和6年度 サーベイランススケジュール

家畜区分	対象疾病名	目的	実施方法			
			地域	期間	検査対象	方法
牛	ヨーネ病	発生予防	全域	年間	繁殖に供する牛	予備的抗体検出法
牛	ブルセラ症	発生予防	全域	年間	輸入牛、流産牛等	エライザ法
牛	結核	発生予防	全域	年間	輸入牛等	ツベルクリン反応
牛	牛伝達性海綿状脳症	発生予防	全域	年間	指針に定める特定症状等を呈する牛	エライザ法
牛	牛ウイルス性下痢	発生予防	全域	年間	肉用繁殖牛、県外導入牛	遺伝子検査
牛	アルボウイルス感染症	発生予察	全域	6～11月	未越夏牛	H I 反応、中和反応
豚	豚熱 アフリカ豚熱	発生予察	全域	年間	指針に定める豚	エライザ法
鶏	高及び低病原性鳥インフルエンザ	発生予察	全域	年間 10～5月	感染リスクが高い農場の家きん 無作為に抽出した農場の家きん	エライザ法 ウイルス学的検査
蜂	腐蛆病	発生予防	全域	年間	県外転飼蜂群	肉眼検査